

大阪府受援・応援計画

令和8年3月

大阪府 危機管理室

○大阪府受援・応援計画の対象等

本計画は、災害対策基本法その他の災害関係法令、大阪府地域防災計画、大阪府災害等応急対策実施要領などに基づき、大阪府域において災害が発生した場合の応急的な人的・物的応援の受入れについて必要な手順を定めるもので、多方面からの応援に適切に対応し、貴重な応援を効率的に活かすことを目的とする。

また、単独で対応することが困難な災害に関し、本府及び府内市町村の災害応急対応の維持を図るため、本府における大規模災害発生時に、本府や被災市町村に対し、災害発生後から想定される国や都道府県等による応援・派遣のうち、大阪府災害等応急対策実施要領による「初動期」「応急期」「復旧期初期」における受援・応援を対象とするものである。なお、地方自治法に基づく職員派遣については、本計画の対象としない。

この計画に定める事項以外は、「大阪府広域的支援部隊受入計画※」「国等による定型化された応援業務」など規定及び既定の枠組みによることとし、該当各部局が主体的に受援業務を実施するとともに、訓練での検証や国等の体制見直しに応じて、定期的に検証するものとする。

※大阪府広域的支援部隊受入計画

災害対策基本法、その他の災害関係法令及び大阪府地域防災計画に基づき、府域における大規模災害の発生時に、大阪府が防災関係機関（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、海上保安庁災害派遣巡視船艇・航空機・職員）に対し広域的な応援を要請した場合の受け入れについて必要な事項を定める。

※災害対策基本法における応援要求に関する規定

- ・ 第 6 7 条第 1 項、第 2 項（他の市町村長等に対する応援の要求）
- ・ 第 6 8 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ・ 第 7 2 条第 1 項～第 3 項（都道府県知事の指示等）
- ・ 第 7 4 条第 1 項、第 2 項（都道府県知事等に対する応援の要求）
- ・ 第 7 4 条の 2 第 1 項～第 3 項（都道府県知事による応援の要求）
- ・ 第 7 4 条の 3 第 1 項～第 6 項（内閣総理大臣による応援の要求等）
- ・ 第 7 4 条の 4（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

受援・応援に関連する計画など

大阪府地域防災計画

「大阪府災害等応急対策実施要領」

目的：災害等における応急活動の実施に関すること

対象：自然災害、航空・海上・鉄道等災害、林野火災、危機事象など

「大規模災害時における救援物資に関する備蓄方針について」

目的：大規模災害時の救援物資として備蓄すべき品目、量、
役割分担に関する基本方針

受援・応援

「大阪府広域的支援部隊受入計画」

目的：防災関係機関に広域的な応援を要請した場合の受け入れについて必要な事項を定める

対象：警察、消防、自衛隊、海上保安庁

「大阪府受援・応援計画」

目的：大規模災害が発生した場合の応急的な人的・物的応援に関し必要な事項を定め、応援を効果的に活かす

対象：国等からの応援のうち、災害対策基本法、大阪府地域防災計画、大阪府災害等応急対策実施要領に基づく、応援に関すること

「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」

目的：救援物資を円滑に配送するための体制・手順を示す

対象：府から市町村の配送拠点までの配送

目 次

1	はじめに	1
2	タイムラインに応じた目標行動	2
3	受援・応援班の設置基準	4
4	受援に関する庁内の組織及び担当業務	4
5	大阪府に対する人的受援	7
6	府内市町村への人的応援	15
7	保健医療活動	22
8	物的支援	24
9	災害ボランティアの受け入れ	30
10	災害等従事車両の取り扱い	32
11	ライフライン関係	33

参照資料（ホームページで公表済み）

- ・大阪府災害等応急対策実施要領
- ・大阪府広域的支援部隊受入計画
- ・大阪府域救援物資対策協議会 / 大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について
- ・大阪府域救援物資対策協議会 / 大規模地震時における救援物資配送マニュアル<基本方針><運用編>
- ・大阪府災害時におけるボランティア活動支援要綱
- ・関西広域連合 / 関西広域応援・受援実施計画
- ・防災協定締結先一覧

1 はじめに

「平成 28 年熊本地震」においては、被災地以外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、民間機関（企業やボランティア団体等）などにより、様々な応援活動が実施され、災害対応に大きな役割を果たした。

大阪府も関西広域連合によるカウンターパート方式により熊本県大津町に対し、府職員、府内市町村職員を短期職員派遣した。

一方で、広域的な応援・受援に対する具体的な運用方法や役割分担が確立されていなかったこと、応援の受入れに際して県と市町村の役割分担が明確ではなかったなど、被災側での受援体制の整備が十分でなかったことから、混乱がみられた場面もあった。

そのため、中央防災会議熊本ワーキンググループにおいて、「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援の在り方について」報告がなされ、人的・物的応援については、様々な枠組みによる支援が存在し、全体像の把握が難しい現状がある等の認識が示され、被災都道府県は、災害対策本部内に応援・受援本部を設置し、役割を明確化していくことが求められた。

また、内閣府においても、平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という）がとりまとめられ、都道府県において、応援の受入れ、市町村への応援を想定した体制整備の推進が求められたことから、本府においても、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関をはじめ多方面からの人的・物的応援を十分に活かしながら、適切に災害対応を行うことが必要となるため、受援体制を整備するため本計画を策定した。

さらに、「令和 6 年能登半島地震」においては、多くの自治体や団体等が被災地に支援に入った際、受援体制が不備（機能不全）・十分でなかったことから、応援者の宿泊場所の確保等についての課題が露呈した。それらを踏まえた国の検証や、府及び府内市町村の被災地への支援等の経験や市町村の意見等を踏まえた振り返りにより、大阪府で災害が発生した時の備えや課題を整理し、本計画の改定を行うとともに、今後も訓練での検証や被災自治体での応援で得た経験や知見を踏まえて不断の見直しを行うものとする。

2 タイムラインに応じた目標行動

「タイムライン」とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。

本計画においては、大阪府地域防災計画に記載されている災害応急対策活動に関する事項を定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に定められている下記タイムライン等を参考にし、各フェーズごとに受援・応援業務を記載している

なお、実際には大規模災害の発生時間や、被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

また、各フェーズの考え方のについては以下のとおりとする。

フェーズ	時間区分	考え方
第0フェーズ	災害発生前	特別警報級の大型台風の接近前や南海トラフ臨時情報発表時の呼びかけ時点など現に災害が発生する前の段階においても、事前に必要な体制をとっておくことが重要である。
第1フェーズ	災害発生から 発災後3時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民に対し避難情報など緊急情報の確実な発出と、応援機関に対する速やかな救助要請の伝達などを最優先する。 また、災害対策本部会議を通じて、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。
第2フェーズ	発災後24時間 まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した被害情報の収集と各機関への提供及び交通路等の確保と二次災害を防ぐ活動を実施する。
第3フェーズ	発災後72時間 まで	発災後72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、確保しうるマンパワーを人命確保にかかわる業務に最大限投入する。
第4フェーズ	発災後1週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱しつつも、多様なニーズの発生が予測される。 避難者のQOL確保を優先業務とする。
第5フェーズ	発災後2週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行動し始める。 避難者のQOLを優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始する。
第6フェーズ	発災後1ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向けた体制に変更する時期となる。応急対策業務は概ねこの時期までに完了させる。以降、中長期的視野で復旧・復興を進めていく。

< 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン） >

	庁内対応	道路・輸送ルート	救助・救急・消火等	福祉・医療関連	人的・物的支援	受援人数※:
発災前	災害が発生する前の段階においても、各部署の判断等により事前に必要な体制をとっておくことが重要					
	地震の概要、本府の対応状況、被害等の状況(機能確認:公共交通機関の運行状況、ライフラインの状況等)※1					
3h	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部・地域連絡部の設置 ○プレスセンター開設 ○多言語支援センター設置 ○職員の安否・参集状況確認 ○職員・来庁者の救助・搬送 ○市町村との連絡調整 ○先遣隊、リエゾン派遣検討 	○道路被災情報の確認	○防災関係機関への派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の設置・運営開始 <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療調整本部 ・DMAT 調整本部 ・DMAT 活動拠点本部 ・DPAT 調整本部 ○保健医療活動チーム・ドクターヘリ派遣調整開始 ○水道災害調整本部設置 ○福祉調整本部設置 		約 1,000 人内訳 (市町村応援) 約 800 人 (府受援) 約 200 人
24h	<ul style="list-style-type: none"> ○広域防災連絡会議設置 ○震災応急対策連絡会議の設置・運営 ○所管施設状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○空港被害状況把握 ○公共交通運行状況・踏切遮断状況情報収集 ○広域緊急交通路の道路啓開作業を開始 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救助及び被害情報の収集整理 ○被災建築物応急危険度判定を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○後方医療活動調整開始 ○医薬品等確保供給体制 ○府外 DHEAT 先遣隊の受入調整開始 ○府内 DHEAT・公衆衛生チームの派遣調整開始 ○災害福祉支援ネットワーク運用開始、DWAT 本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域防災拠点運営開始 ○後方支援活動拠点運営開始 ○食料(米穀等)の調達・輸送開始 ○先遣隊・現地情報連絡員(リエゾン)派遣開始 	約 2,000 人内訳 (市町村応援) 約 1800 人 (府受援) 約 200 人
72h	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理に関する調整 ○土砂災害緊急調査のとりまとめ 	○高速道路、広域緊急交通路(重点 14 路線)および必要なアクセス道路の道路啓開作業完了		<ul style="list-style-type: none"> ○府内 DHEAT・公衆衛生チーム及びこころの健康相談等の活動開始 ○府外 DHEAT・公衆衛生チームの派遣依頼調整開始 ○国有ワクチン供給体制の把握 ○臨時食事提供施設等の衛生監視 ○SCU 本部の設置・運営開始 ○DWAT 派遣調整開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄物資搬出開始 ○支援物資調達開始 ○救援物資受入開始 ○義援金に関する庁内及び外部機関との調整等 ○生活必需品調達・輸送開始 ○中小企業相談の実施 ○生鮮食料品の供給協力要請 ○提供可能空家情報収集 	約 10,000 人内訳 (市町村応援) 約 9,800 人 (府受援) 約 200 人
1週	○被災所管施設の応急復旧開始	○広域緊急交通路その他路線ほかの道路啓開開始	○林野火災、山地災害、地すべり等の応急復旧調整開始	○災害支援ナースによる医療救護活動の開始 ○DWAT による避難所等での福祉支援活動開始	○市町村支援調整開始(職員派遣、行財政相談) ○提供可能空家の調達・輸送	約 10,000 人内訳 (市町村応援) 約 9,800 人 (府受援) 約 200 人
2週	<ul style="list-style-type: none"> ○復興対策本部の設置 ○応急復旧活動総合調整(インフラ、廃棄物処理) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災所管施設の応急復旧開始 ○都市復興基本理念の策定 			○府税の減免措置の決定・広報	約 30,000 人内訳 (市町村応援) 約 29,800 人 (府受援) 約 200 人
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基本方針の策定 ○被災所管施設の応急復旧 				<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金等の支給等 ○応急仮設住宅の着工(20日以内) 	約 29,000 人内訳 (市町村応援) 約 28,800 人 (府受援) 約 200 人

※1 発災初期は、まず「危機管理室」が主体となり情報収集を行い、その後は部局ごとに所管する応急対策業務を実施する。

※2 道路啓開の目標については、「大阪府域道路啓開計画」を参照。

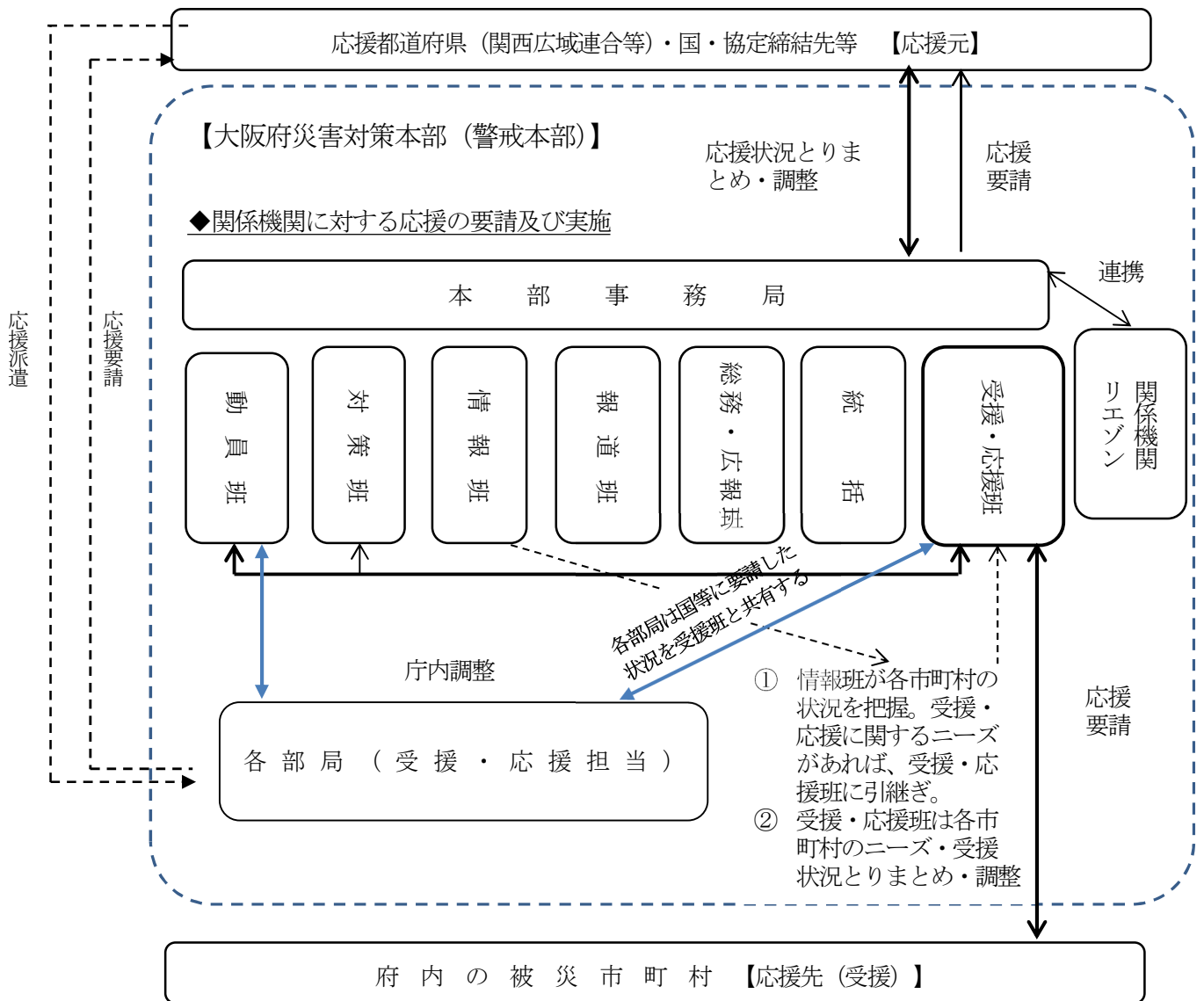
※3 府外からの想定受援人数及び市町村への想定応援人数

3 受援・応援班の設置基準（全フェーズ共通）

以下の場合、本府災害対策体制内に「受援・応援班」を設置する。

- ①「大阪府災害対策本部」が設置された場合（府域で震度6弱以上等）においては、自動設置。
- ②「大阪府災害警戒本部」が設置された場合（府域で震度5弱、5強等）や特別警報級の大型台風の接近前（災害救助法のおそれ適用）等においては、状況により設置を検討。

4 受援に関する庁内の組織及び担当業務（全フェーズ共通）



◆ 受援・応援に関わる庁内組織の役割等

○受援・応援班

- (1) 他の自治体に対する職員応援の要請
- (2) 他の自治体からの職員応援申し出の取りまとめ
- (3) 受援・応援管理帳票の作成による人的資源の管理
- (4) 各部署が行っている国（各省庁）等との調整状況について、受援状況等に関するとりまとめを行う。
- (5) 国・他府県等受援調整担当は、内閣府、総務省、関西広域連合のリエゾン等の受援に関する調整およびとりまとめを行う。
- (6) 市町村応援調整担当は、市町村への応援について、情報班と連携しながら調整及びとりまとめを行う。
- (7) 庁内受援調整担当は、防災企画課総務・企画 G と連携し、国・他府県からの応援要員について、動員班と状況共有し庁内及び市町村への応援人員に関する調整並びにとりまとめを行う。

○総務・広報班

- (1) 災害対策本部事務局内の人員調整及び人員不足時に動員班へ応援人員の依頼等を行う。
- (2) 受援・応援班の庁内調整担当との情報共有・連携等は総務・広報班長の指示のもと行う。

○情報班

- (1) 市町村からの状況報告を受けた際に、受援・応援のニーズがある場合は、受援・応援班に引き継ぐ。
- (2) 受援・応援班との情報共有・連携等は情報班長の指示のもと行う。

○動員班

- (1) 庁内の応援・受援人員のニーズ把握・調整、取りまとめを行う。
- (2) 受援・応援班の庁内調整担当との情報共有・連携等は動員班長(人事課長、以下同じ)の指示のもと行う。

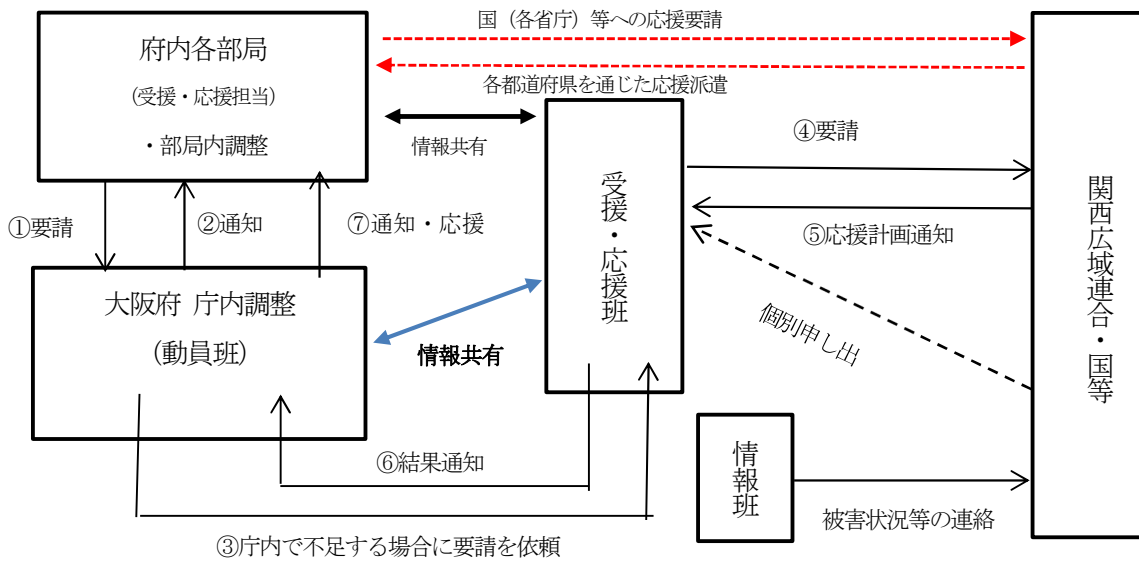
○対策班

- (1) 他の自治体等に対する物的応援の要請
- (2) 他の自治体等からの物的応援の取りまとめ
- (3) 受援・応援管理帳票の作成による物的資源の管理
- (4) プッシュ型支援の準備等（輸送手段手配、支援量、市町村受入調整など）を行う。
- (5) 自治体及び企業等からの物的支援の受け入れに関する調整およびとりまとめを行う。
- (6) 受援・応援班との情報共有・連携等は対策班長の指示のもと行う。

○各部局の役割は次のとおりとする。

- (1) 各部局において、受援・応援担当を決めておき動員班、受援・応援班と情報共有・連携等行う。

5 大阪府（庁内）に対する人的受援（全フェーズ共通）



◆ 基本方針・手順等

応援依頼（検討）の優先順位は、①庁内、②関西広域連合、③国、④個別の申し出とする。

- (1) 情報班は、速やかに関西広域連合に対し、被災状況等を連絡（様式1）する。
- (2) 本府各所属において応援が必要な人員については、部局内調整を行ったうえで不足が生じる場合は、動員班を通じて、他部局に応援を求める。
また人事課は、大規模災害時に応急災害対策業務が集中する危機管理室及び土木事務所等に、必要に応じ臨時的に職員配置できるよう、あらかじめ危機管理室勤務経験者等を把握し、名簿を作成の上、平時から危機管理室と共有し、リエゾン要員の確保など職員配置の参考として活用する。なお大規模災害時には、(名簿に記載の) 危機管理室勤務経験者等以外の職員も資格等に基づき応援を求める場合がある。
- (3) (2) の措置を講じても人員が不足する場合、動員班は受援・応援班に 関西広域連合等による人的応援の要請を依頼する。
- (4) 受援・応援班は、関西広域連合に要請をおこなっても必要な要員が確保できない場合は、国等に対して人的応援のあっせん要請を行う。
- (5) 動員班は、国、関西広域連合及び関係団体等から個別に人的支援の申し入れがあった場合は、その必要性を検討し、受け入れの可否等について検討する。
- (6) 受援・応援班は受援応援管理帳票（様式3）を作成し、受援の状況を管理する。
- (7) 各部署（受援応援担当）は、受援・応援班と協議の上、必要に応じて国（各省庁）等への応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。また、各部署（受援応援担当）は、受援・応援班が受援状況等に関するとりまとめを行えるよう、情報共有を行う。
- (8) 他自治体からの応援職員には、自己完結型で活動するよう要請する。

<主な役割分担の整理>

※動員班（人事課）：庁内の人員調整及び人員不足時に受援・応援班へ応援人員の依頼等

※総務・広報班：災害対策本部事務局内の人員調整及び人員不足時に動員班へ応援人員の依頼等

※受援・応援班：人員不足時の国、関西広域連合、関係団体等への応援人員の依頼等

○庁内職員の受入れ（全フェーズ共通）

（1）災害対策本部事務局内の人員調整等

災害の規模により事務局員、災害時先遣隊等に不足が生じた場合、統括は危機管理室内で状況に応じ職員配置の見直しを行い、それでもなお不足を補えない場合は、総務・広報班は動員班に要員応援を求める。

（2）各部局内の人員調整等

各部局において、職員の参集状況や災害対応状況等を踏まえ、部局内で職員配置の見直しを行い、それでもなお不足を補えない場合には、各部局の受援・応援担当を通じて、動員班に要員応援を求める。

（3）応援要請書の提出（以下、上記（1）、（2）いずれも同じ）

要員応援を求める際は、「庁内応援要請書」（様式4-1）及び「庁内応援要請（計画）内訳書（職員の派遣）」（様式4-2）の添付により動員班へ要請する。その際、要請人数、期間、集合場所、業務内容、応援職員に求める要件（職種、資格及び経験）、必要な資機材等を可能な限り明確に記載するよう努める。なお、各部局が締結する個別協定等により受援応援が完結する業務については、支援要請の実施を含め、各部局受援・応援担当で対応することとする。

（4）動員班による応援人員の調整

動員班は、前記において要請内容及び各局の人員状況を把握した後、各部局と調整し、応援職員の人数について、割り振りを行う。

（5）要請部局に対する各部局の応援職員の決定

前記（4）で割り振られた人数を基に、各部局は要請部局に対する応援職員を決定し動員班に通知する。

（6）応援職員の通知

動員班は要請部局に対して、決定された応援職員を通知する

（7）情報共有

動員班は庁内の人員調整の状況等を受援・応援班と共有する。

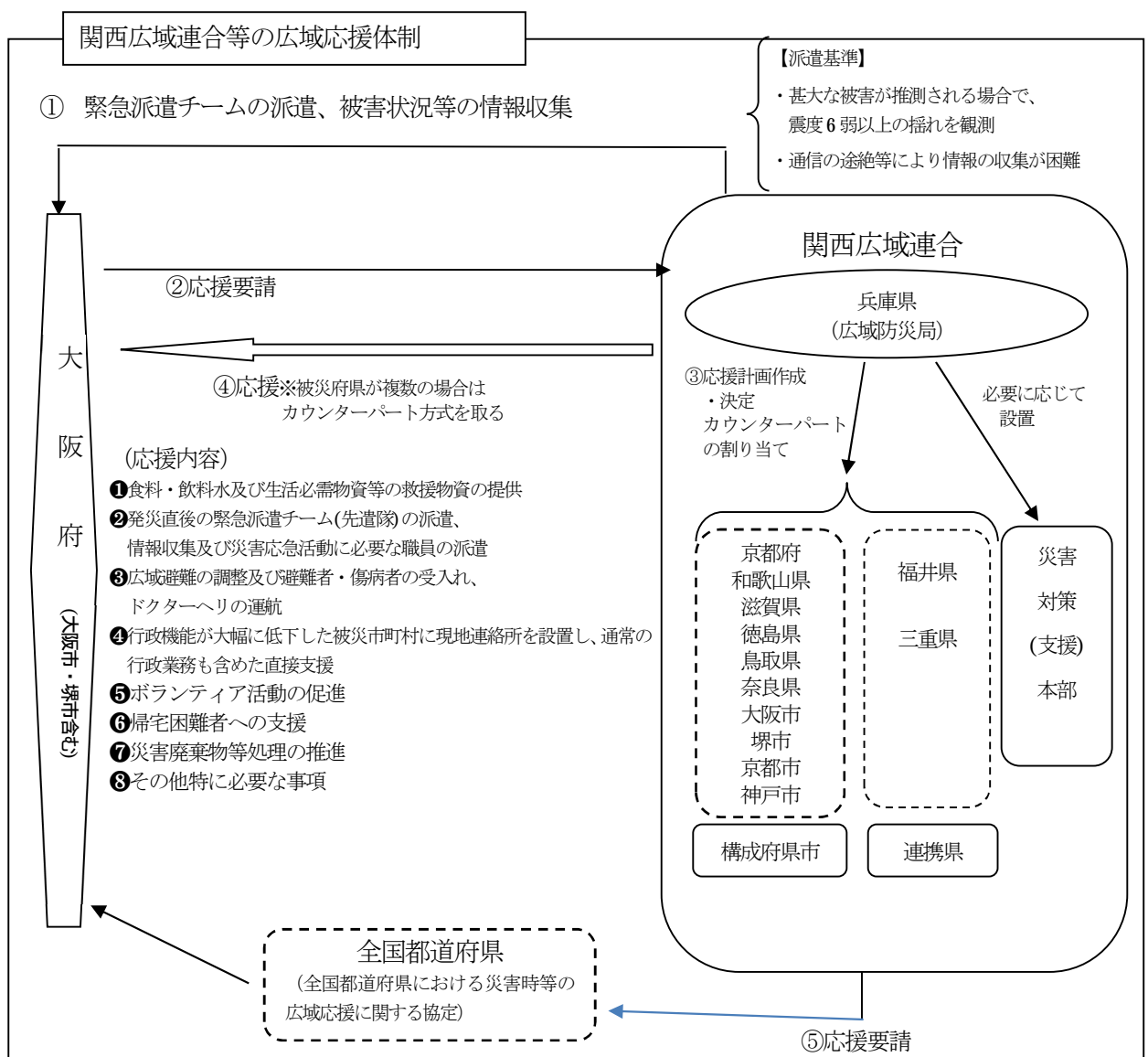
(8) 関西広域連合・国への応援要請

動員班及び総務・広報班は、(1)～(6)の措置を講じても人員が不足する場合は、受援・応援班を通じて、関西広域連合・国に対し、リエゾンに加えて応援を要請する。

(9) 各部署の国（各省庁）等への応援要請

各部署（受援・応援担当）は、受援・応援班と協議のうえ、必要に応じて国（各省庁）等への応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。また、各部署（受援・応援担当）は、受援・応援班が受援状況等に関するとりまとめを行えるよう、情報共有を行う。

○関西広域連合への要請・受入れ（全フェーズ共通）



(1) 動員班は、本府各所属において応援が必要な人員について、部局間調整を行ったうえで不足が生じる場合、応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）をもって受援・応援班に対し、関西広域連合へ応援要請するよう依頼する。

(参考) 応援協定締結状況

- ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（関西広域連合・福井県）
 - ・関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（関西広域連合・鳥取県）
 - ・関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（関西広域連合・九州地方知事会）
 - ・関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定（関西広域連合・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）
- (2) 受援・応援班は、「関西広域連合広域防災局応援・受援調整支援システム」を用いて応援要請書（様式2-1）、応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）により応援を要請する。また、必要に応じ関西広域連合緊急派遣チームと連携するものとする。
- (3) 受援・応援班は、関西広域連合からの応援計画を動員班に通知する。

○国への要請【第3フェーズ（72時間まで）～】

- (1) 受援・応援班は、関西広域連合に要請を行っても必要な要員が確保できない場合において、国に人的応援のあっせん要請を行う。
- (2) (1) の要請は、以下の項目を示したうえ文書で行う。
- ①活動内容、②職種、③人員数、④期間、⑤場所、⑥交通手段、⑦その他職員の派遣について必要な事項
- (3) 受援・応援班は、国からの応援計画を動員班に通知する。
- ※（参考）応援協定締結状況
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）
- (4) 各部局（受援・応援担当）は、受援・応援班と協議のうえ、必要に応じて国（各省庁）等への応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。また、各部局（受援・応援担当）は、受援・応援班が受援状況等に関するとりまとめを行えるよう、情報共有を行う。
- (5) 受援・応援班は国への要請状況等について、適宜、関西広域連合と情報共有を行う。なお、全国知事会を通じた応援要請については、兵庫県が全国知事会の幹事県であることから自動的に関西広域連合にも情報共有されることになる。

○リエゾン・応援職員の受入れ（全フェーズ共通）

- (1) 対策班は、関西広域連合、国及び関係機関等からのリエゾン・応援職員の受入れのため、新別館2階危機管理センターB及び新別館北館4階多目的スペース等に受入スペースを確保する。
- （全フェーズ共通）
- （資料編）《災害対策本部設置時の新別館北館レイアウト》
- 《関係機関活動スペース候補リスト》
- (2) 対策班は府災害対策業務に係る人的応援の必要がある場合は、府災害対策本部事務局に受け入れるものとする。なお、この場合、府災害対策事務局内に活動場所を確保する。（全フェーズ共通）

- (3) 対策班はリエゾンや応援職員を受け入れる際には、業務を円滑に行えるよう次のように対応する。

【第2フェーズ（24時間まで）～】

- ・備品の提供
- ・被害状況や受援ニーズ等の情報提供
- ・情報共有会議等への参加機会の提供
- ・仮眠場所の提供

- (4) リエゾンや応援職員への支援【第2フェーズ（24時間まで）～】

ア 宿泊場所

応援側に宿泊場所の確保を要請した上で、確保できない場合の宿泊場所として、庁内の会議室等を提供する。また、庁内の会議室等だけで宿泊場所が不足する場合は宿泊施設リストも活用する。

(資料編)《宿泊施設候補リスト》

イ 移動手段の確保

応援職員の宿泊場所から勤務場所までの移動手段の確保に努める。

(資料編)《防災協定一覧》

ウ 食料・飲料水等の携行品

アと同様に、応援側に必要な携行品の準備を要請し、準備できない場合には府本部内で調整して食料・飲料水等の携行品を提供する。

○個別申し出による応援職員の受け入れ【第3フェーズ（72時間まで）～】

- (1) 要請に基づかない人的応援の申し出は、受援・応援班が受け付ける。
- (2) 人的応援の申し出は、概ね1週間以上の期間にわたるものを優先する。
- (3) 受援・応援班は、(1)の申し出を受けた場合は、動員班に通知する。
- (4) 動員班は、当該申し出業務を所管する部局に対して受け入れの検討を行うよう通知する。
- (5) (4)の通知を受けた部局は、速やかに内容を検討し、受け入れの可否等について動員班に報告する。
- (6) 動員班は、(5)の調整結果を、受援・応援班に通知する。
- (7) 受援・応援班は、申し出団体に結果を報告する。

◆ 府において想定される受援業務

大規模災害発生直後に本府による人的応援の受け入れが想定される業務と所管する部局は、概ね以下のとおりである。

なお、下記はあくまでも主要な業務について記載しており、全ての受援対象業務ではないので留意する必要がある。

所管する部局	業 務	フェーズ
危機管理室	災害対策本部の運営支援	全フェーズ共通
	食料、飲料水、生活必需品等の供給	第2フェーズ～
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与	第6フェーズ～
府民文化部	災害時多言語支援センター運營業務	第1フェーズ～
健康医療部	保健医療調整本部運営	全フェーズ共通
	水道災害調整本部運営	全フェーズ共通
	保健所保健医療調整本部運営（9保健所）	全フェーズ共通
	（再掲）食料、飲料水、生活必需品等の供給	第2フェーズ～
環境農林水産部	大阪府災害時等動物救護本部運営	全フェーズ共通
	漁港施設等の被害調査及び海上災害の発生状況確認と応急復旧等	第2フェーズ～
	ため池水防に係る応急復旧等	第4フェーズ～
	林道、山地災害、自然公園施設等の応急復旧等	第5フェーズ～
都市整備部	広域緊急交通路の確保（道路啓開）	第2フェーズ～
	後方支援活動拠点及びアクセス道路の確保・点検	第2フェーズ～
	被災建築物応急危険度判定	第2フェーズ～
	公共土木施設の点検	第2フェーズ～
	公共交通の運行状況・踏切遮断状況の情報収集	第2フェーズ～
	府営住宅・管理用地及び施設工事現場等の被害状況の調査・把握	第3フェーズ～
	被災宅地危険度判定	第4フェーズ～
	土砂災害危険個所の緊急点検	第4フェーズ
	公共土木施設の応急復旧	第5フェーズ～
	被災住宅の応急修理	第6フェーズ～
住まいの情報提供室の設置	第6フェーズ～	
大阪港湾局	緊急点検用船舶の応援	第2フェーズ～
	施設の点検等に関わる応援業務	第3フェーズ～
	応急復旧に関わる技術的支援	第4フェーズ～
	施設の使用再開に向けた技術的支援	第6フェーズ～
商工労働部	（再掲）食料、飲料水、生活必需品等の供給	第2フェーズ～
教育庁	被災地における学びの継続や学校早期再開に向けた取り組み	第2フェーズ～

※既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援）については、既に定められたスキーム等に基づき各部局において対応することを原則とし、受援・応援班は動員班及び各部局受援・応援担当と情報を共有し、府全体の受援状況を適宜把握するものとする。

◆ 職員を派遣する応援都道府県等への要請事項

受援・応援班は、職員を派遣する都道府県等に対し、次に掲げる事項を配慮するよう要請する。

- (1) 都道府県等応援職員は、被災地の負担とならないよう、活動に際しては自己完結するよう努めること。
- (2) 都道府県等応援職員は、都道府県等名を表示した腕章を着用するなど、身分を明らかにして活動すること。
- (3) 都道府県等応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じて、食料、事務用品等を携行するように努めること。
- (4) 都道府県等応援職員は、あらかじめ必要な宿泊場所を確保すること。この際、対策班は、庁内関係課と連携して、都道府県等応援職員の宿泊場所及び駐車場のあっせんに努めるとともに、被害状況など活動に必要な情報を提供する。

◆ 各機関のリエゾン間における情報共有【第2フェーズ（24時間まで）～】

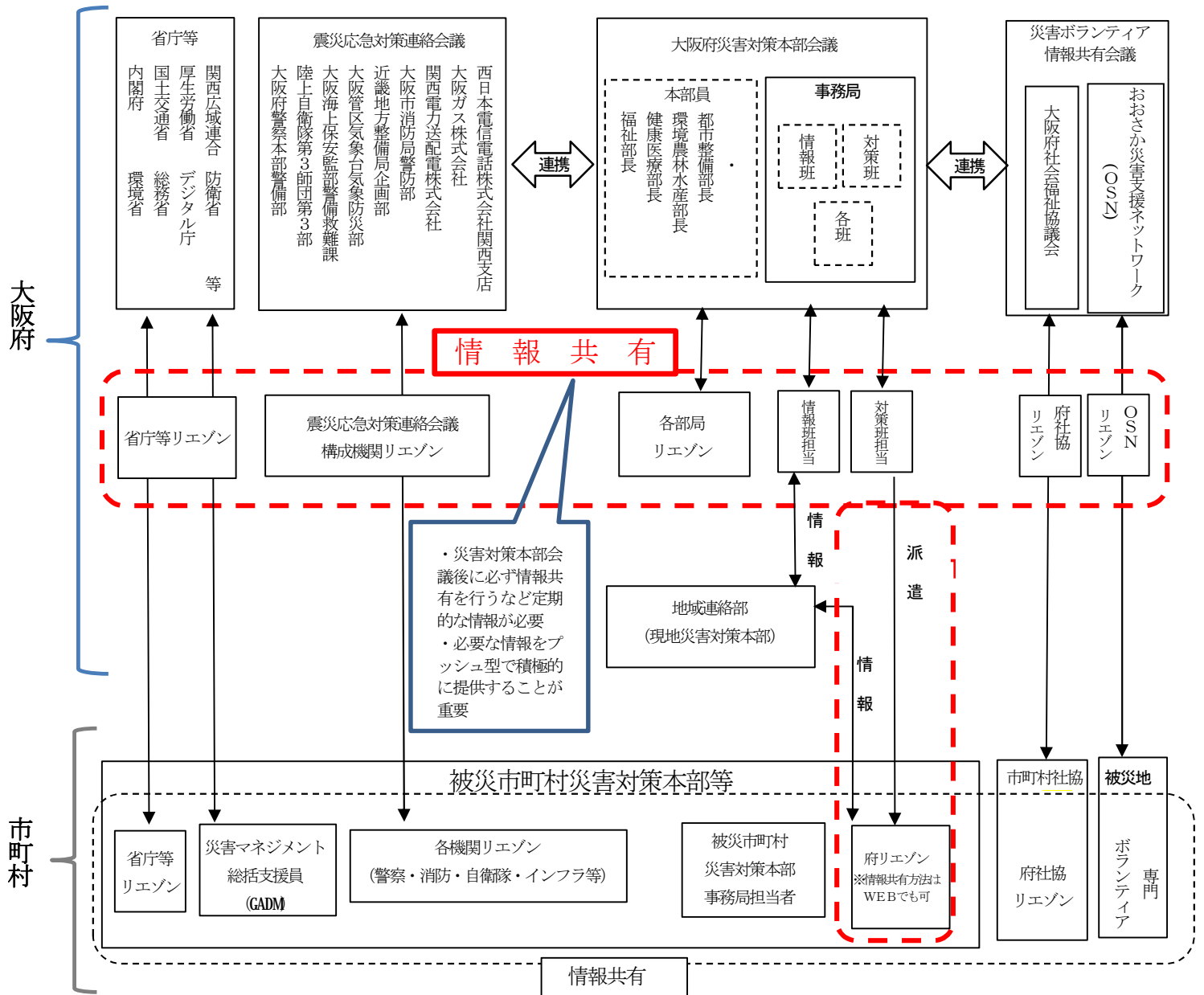
被災地の被害状況や被災自治体などによる応急対策職員派遣制度の活用等、自治体間支援の広域化や長期化などが見込まれる場合は、従前からの会議体による情報共有のみならず、被災地支援の実務担当者となる多様な機関のリエゾン間における情報共有も図ることで、円滑かつきめ細やかな被災者支援を実施する。

リエゾン間の主な情報共有事項は次の通りとする。なお、共有する情報については各機関において意思決定されたものとなるよう留意する必要がある。

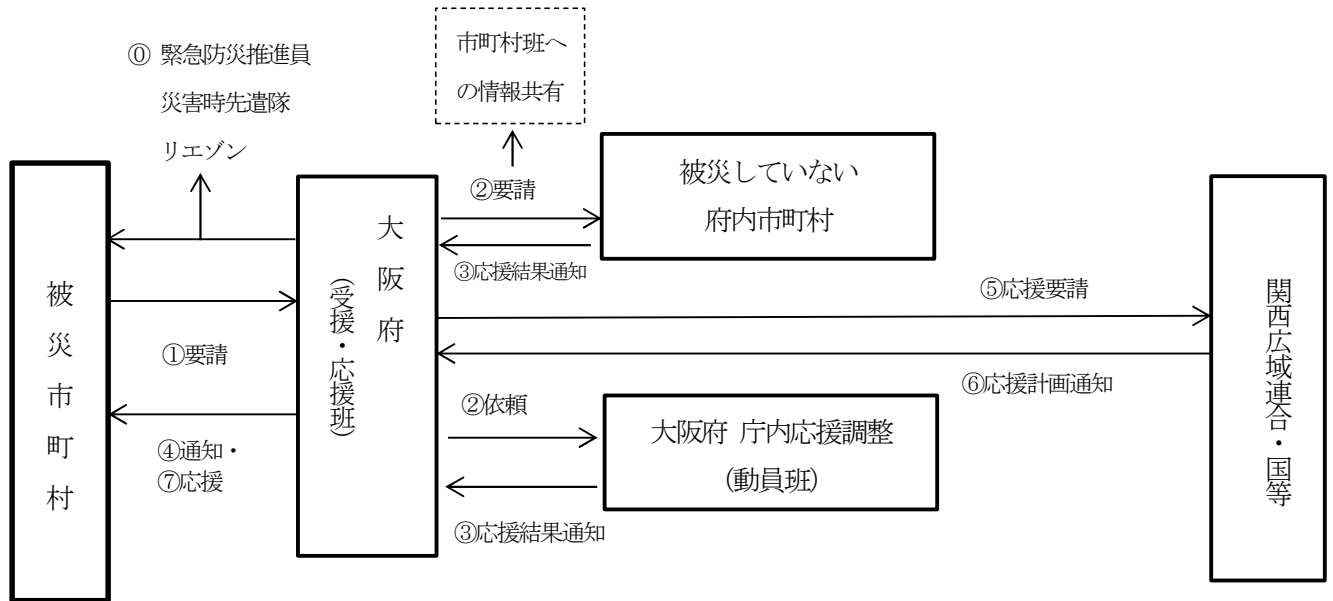
- 各機関の被災自治体への応援体制の対応方針に関すること（応援期間・体制人数等の共有）
- 各機関の支援・対応状況の把握と情報提供に関すること（支援内容や課題等の共有）
- 被災地の状況把握に関すること（被害状況や支援ニーズ等の共有）
- 次回情報共有すべき事項の確認

※上記以外についても、必要な事項については適宜共有する。

リエゾン間での情報共有（イメージ）



6 府内市町村への人的応援（全フェーズ共通）



◆ 基本方針

応援依頼（検討）の優先順位は、①府内市町村及び庁内、②関西広域連合、③国等、④個別の申し出とする。

- (1) 被災市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する対策等が実施できず、自ら市町村間の災害相互応援協定等を活用しても要員の確保ができない場合の人的応援の要請は、受援・応援班に対して行う。
- (2) 受援・応援班は、一定期間毎に被災市町村からの要請を取りまとめ、府内の被災していない市町村長に対して応援の要請を行う。
- (3) 受援・応援班は、(2)と同時に府職員の派遣についても、動員班に対して調整を求める。
- (4) (2)(3)の措置を講じても人員が不足する場合、受援・応援班は、速やかに関西広域連合に対し、応援要請書（様式2-1）、応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）をもって、応援を要請する。
- (5) 受援・応援班は、関西広域連合に要請をおこなっても必要な要員が確保できない場合は、国に対して人的応援のあっせん要請を行う。
- (6) 受援・応援班は、国、関西広域連合及び関係団体等から個別に人的支援の申し入れがあった場合は、被災市町村との調整により、その必要性を検討し、受け入れの可否等について検討する。
- (7) 受援・応援班は受援応援管理帳票（様式3）を作成し、応援の状況を管理する。
- (8) 応援職員は、自己完結型で活動するよう要請する。
- (9) 市町村は、平時から受援窓口を定めておき、受援窓口を通じて受援・応援班に要請等行う。

【参考】職員派遣の分類（大阪府災害等応急対策実施要領より）

分類 (※1)	名称	派遣時期・ 期間 (※2)	タイプ (※3)	派遣者	派遣基準	業務
応 援	緊急防災推進員	第1 フェーズ	自動	知事	時間外において 府内で震度5弱 以上を観測した とき	大阪府災害対策本部事務局、及び災害 対策主要施設における初動体制の迅 速な確立をはじめ、市町村の被害状況 及び対策状況の収集・伝達による府の 応急対策の円滑な実施を期する
	災害時先遣隊	第2 フェーズ (短期)	プッシュ	危機管理監	大規模な自然災 害が発生し、被 災市町村の行政 機能の全部又は 一部が麻痺した 場合	被災状況の把握
	現地情報連絡員 (リエゾン)	第2～3 フェーズ	プッシュ	危機管理監		情報収集（市町村災害情報、必要な物 的・人的支援に関する情報等）
	派遣職員①	第3 フェーズ (短期)	プッシュ プル	知事 (災害対策 本部)	・リエゾンから の情報により必 要性が確認でき たとき ・市町村長から 求めがあったと き	初動時の災害応急対策の実施を支援
職員 派遣	派遣職員②	第4 フェーズ 以降	プル	知事 (災害対策 本部・人事 課)	市町村長等から の要請を受けた とき	市町村から求められる業務

(※1) 応 援：主にマンパワーとしての人員に着目した短期の応援

職員派遣：職員個人の有する技術・知識・経験等に着目した長期の職員派遣

(※2) 第1フェーズ：～3時間まで

第2フェーズ：～24時間まで

第3フェーズ：～72時間（3日目）まで

第4フェーズ：～1週間まで

第5フェーズ：～2週間まで

(※3) プッシュ型：市町村からの要請を待たずに職員を派遣する方式

プル型：市町村からの要請に応じて職員を派遣する方式

◆ 市町村において想定される受援業務

大規模災害発生直後に市町村に対して人的応援が想定される業務並びに所管する部局は、概ね以下のとおりである。

所管する部局	業務	フェーズ
危機管理室	災害対策本部の運営支援	全フェーズ共通
	市町村の行政機能回復のための支援	全フェーズ共通
	食料、飲料水、生活必需品等の供給	第2フェーズ～
	罹災証明書の交付に関する市町村支援	第3フェーズ～
	避難所の運営等の支援（福祉避難所も含む）	第4フェーズ～
福祉部	DWAT業務	第2フェーズ～
	（再掲）避難所の運営等の支援（福祉避難所も含む）	第4フェーズ～
	介護職員等応援派遣業務（移送を含む）	第4フェーズ～
健康医療部	避難所等への各保健医療活動チームの派遣他	全フェーズ共通
	（再掲）食料、飲料水、生活必需品等の供給	第2フェーズ～
環境農林水産部	災害廃棄物の処理	第6フェーズ～
都市整備部	被災建築物応急危険度判定	第2フェーズ～
商工労働部	（再掲）食料、飲料水、生活必需品等の供給	第2フェーズ～

※既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援）については、既に定められたスキーム等に基づき各部局において対応することを原則とし、受援・応援班は動員班及び各部局受援・応援担当と情報を共有し、府全体の受援状況を適宜把握するものとする。

※府職員をリエゾンとして市町村に派遣する場合、リエゾンは平時から市町村と顔の見える関係性を有するとともに、発災時には市町村の首長を支え、府災害対策本部と市町村災害対策本部との接点の役割を果たすことが期待される。このため、リエゾンは市町村の現場に精通し、一定以上の職階の職員を選ぶことが望ましいが、状況によりこの限りではない。

また、リエゾン機能を十分に果たせるよう必要に応じて複数名の職員を率いたチームを編成して対応するものとする。

◆ 被災した市町村から大阪府への応援要請【第3フェーズ（72時間まで）～】

(1) 市町村長は、応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）をもって受援・応援班に応援を要請する。

ただし、市町村の機能が著しく低下している場合は、統括班が災害時先遣隊を派遣し、市町村のニーズを把握したうえで調整する。

(2) 受援・応援班は、被災していない府内市町村長に対して応援の要請を行う。

(3) 受援・応援班は、動員班に対しても府職員の派遣調整を依頼する。

(4) 受援・応援班は、(2)(3)の措置を講じても人員が不足する場合は、関西広域連合に応援を依頼する。

(5) 受援・応援班は、派遣の可否を応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）で市町村長に通知する。

◆ **関西広域連合への応援要請【第3フェーズ（72時間まで）～】**

(1) 受援・応援班は、「関西広域連合広域防災局応援・受援調整支援システム」を用いて、応援要請書（様式2-1）、応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）をもって関西広域連合に対し応援を要請する。

(2) 受援・応援班は、関西広域連合からの応援計画を市町村長に通知する。

◆ **国への応援要請【第3フェーズ（72時間まで）～】**

(1) 受援・応援班は、関西広域連合に要請を行っても必要な要員が確保できない場合において、国に人的応援のあっせん要請を行う。

(2) (1) の要請は、以下の項目を示したうえ文書で行う。

①活動内容、②職種、③人員数、④期間、⑤場所、⑥交通手段、⑦その他職員の派遣について必要な事項

(3) 受援・応援班は、国からの応援計画を応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）（様式2-2）で市町村長に通知する。

○**応急対策職員派遣制度について【第3フェーズ（72時間まで）～】**

府内や関西広域連合の相互応援だけでは対応できない場合は、総務省の応急対策職員派遣制度を活用し、他都道府県の自治体に応援を要請する。

応急対策職員派遣制度とは、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

《資料編 応急対策職員派遣制度に関する要綱》

応急対策職員派遣制度による職員派遣の目的は以下の2つである。

- ① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

※派遣期間はいずれも短期。

(1) 「避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援」について

被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。

第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

【「避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援」のフロー】

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難

(連絡) 被災都道府県 ⇒ 被災地域幹事ブロック都道府県

第1段階支援

(被災地域ブロックを中心とした地方公共団体による
応援職員の派遣)

応援職員確保調整本部

(総務省(事務局)、全国知事会、
全国市長会、全国町村会、
指定都市市長会)

●情報の収集及び共有、総合的な調整を実施

それぞれ現地(被災都道府県)に要員を派遣

応援職員確保現地調整会議

(総務省(事務局)、全国知事会、全国市長会、全国町村会、
定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県、被災都道府県)

●被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で
被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

都道府県にあつては区
域内の市区町村と一
体的に支援

第1段階支援だけでは対応困難

(連絡) 対口支援団体⇒被災地域ブロック幹事都道府県⇒応援職員確保調整本部

第2段階支援

(全国の地方公共団体による応援職員の派遣)

●全国の都道府県及び指定都市による応援職員の派遣の調整を実施

※都道府県(区域内市区町村を含む。)分は全国知事会、
指定都市分は指定都市市長会を中心に調整

都道府県にあつては区
域内の市区町村と
一体的に支援

(2) 「被災市区町村が行う災害マネジメントの支援」について

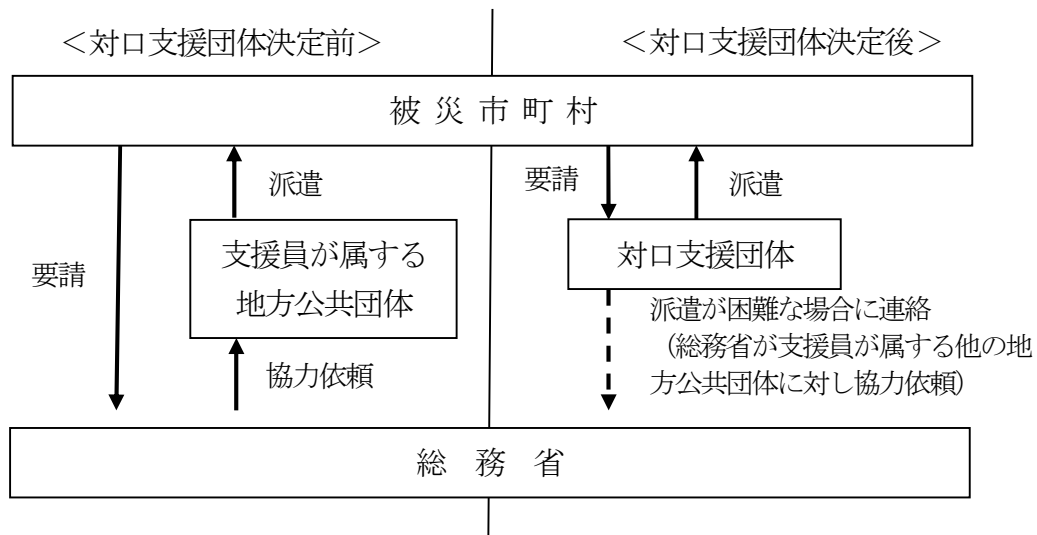
総務省に登録された災害マネジメント総括支援員（GADM）を被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

府では、危機管理室の参事及びスタッフ職課長補佐を災害マネジメント総括支援員（GADM）として登録しているが、今後は、他部局への異動後も登録を継続し、徐々にその数を増やしていく方針である。

※ 災害マネジメント総括支援員（GADM）

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県を始めとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

【災害マネジメント総括支援員（GADM）の派遣のフロー】



(3) 府の役割

応急対策職員派遣制度における本府の役割は以下のとおりである。（「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第29条）

- (ア) 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、府災害対策本部に集約された情報）
- (イ) 被災市区町村の応援ニーズの把握
- (ウ) 被災市区町村への連絡要員の派遣
- (エ) 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）
- (オ) 当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

なお、府では、職員の災害対応能力・調整力の底上げを図り、被災市区町村への連絡要員を確保するため、実践的な訓練・研修等に取り組む。

◆ 個別申し出による応援職員の受け入れ【第3フェーズ（72時間まで）～】

- (1) 要請に基づかない人的応援の申し出は、受援・応援班が受け付ける。
- (2) (1) の申し出は、概ね1週間以上の期間にわたるものを優先する。(応急期以降)
- (3) 受援・応援班は、(1) の申し出を受けた場合は、被災市町村長に通知する。
- (4) 市町村長は、速やかに内容を検討し、受け入れの可否等について、受援・応援班に通知する。
- (5) 受援・応援班は、申し出団体に結果を報告する。

◆ 職員を派遣する応援都道府県等への要請事項

受援・応援班は、職員を派遣する都道府県等に対し、「5 大阪府（府庁）に対する人的支援」の「職員を派遣する応援都道府県等への要請事項」（P13）に掲げる事項を配慮するよう要請する。

7 保健医療活動（全フェーズ共通）

◆ 基本的事項

（1）概要

発災後、被災地においては、市町村をはじめ医療保健分野の関係機関が一時的に機能低下や混乱する一方で、被災者の医療的ケア等のニーズは増大するため、府内の医療機関や保健医療活動チーム（※）だけでは、保健医療救護活動を十分に実施できない場合、受援・応援班と協議の上、保健医療調整本部より厚生労働省や関係団体等に対し、保健医療活動チームの派遣要請を行い、非被災地域等から保健医療活動チームを受け入れるものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

また、府内医療機関では治療が困難な患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、府内3空港に設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を活用し、被災地外等の医療機関へ搬送する体制を構築する。

※ 保健医療活動チーム

DMA T（災害派遣医療チーム）、JMA T（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、AMAT（全日本医療支援班）、JDAT（日本災害歯科支援チーム）、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム、管理栄養士チーム、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）J RAT（日本災害リハビリテーション支援協会）、DICT（災害時感染症制御支援チーム）及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）その他、保健師等チームなど災害時に保健医療活動を行うチーム

（2）府の体制

災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うため、大阪府災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。

また、府保健所長は、「保健所災害対策マニュアル」に基づき、保健所管轄区域の保健衛生活動の拠点として、保健所保健医療調整本部を設置する。保健所保健医療調整本部では、保健医療調整本部や関係機関と連携しながら、管内の保健医療活動の総合調整を行う。

保健医療調整本部は、保健所保健医療調整本部の状況を確認しながら、保健医療活動チームの受入れ・派遣調整などを実施する。なお、保健医療調整本部においては、福祉調整本部（福祉部）とともに保健医療と福祉の連携を図り、社会福祉施設等における医療ニーズの把握に努める。

厚生労働省や関係団体等への派遣要請については、受援・応援班と協議の上、保健医療調整本部より行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

保健医療調整本部は、災害対策本部において受援状況等に関するとりまとめを行えるよう、情報共有を行う。

◆ 保健医療活動チームの派遣要請・受入れ

(1) 保健医療活動に関する情報収集

保健医療調整本部と保健所保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）保健所現状報告システム、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を使用して医療機関の被災情報や市町村が設置・運営する避難所・救護所等の状況について情報共有する。

(2) 保健医療活動チームの派遣要請・受入れ

保健医療調整本部は保健所保健医療調整本部や関係機関から管内の医療機関の被害状況や避難所・救護所等の保健医療ニーズ等の情報を確認し、検討した上で、府内の保健医療活動チームの派遣を決定する。府内で対応できない場合は、厚生労働省や関係団体等と協議のうえ、保健医療調整本部より応援派遣要請を行う。

なお、これら保健医療活動チームの派遣調整に当たっては、保健医療調整本部は、統括DHEAT、災害医療コーディネーター（※）等の助言を受けながら適切に実施する。

（参考）

○DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請・受入れ

⇒「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」及び「日本DMAT活動要領」

○DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請・受入れ

⇒「大阪DPAT活動マニュアル」

○DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請・受入れ

⇒「大阪府災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）活動要領」

○保健師等チームの派遣要請・受入れ

⇒「災害時の保健活動推進マニュアル」

※災害医療コーディネーター

災害等が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るためのコーディネーター

◆ 基本方針

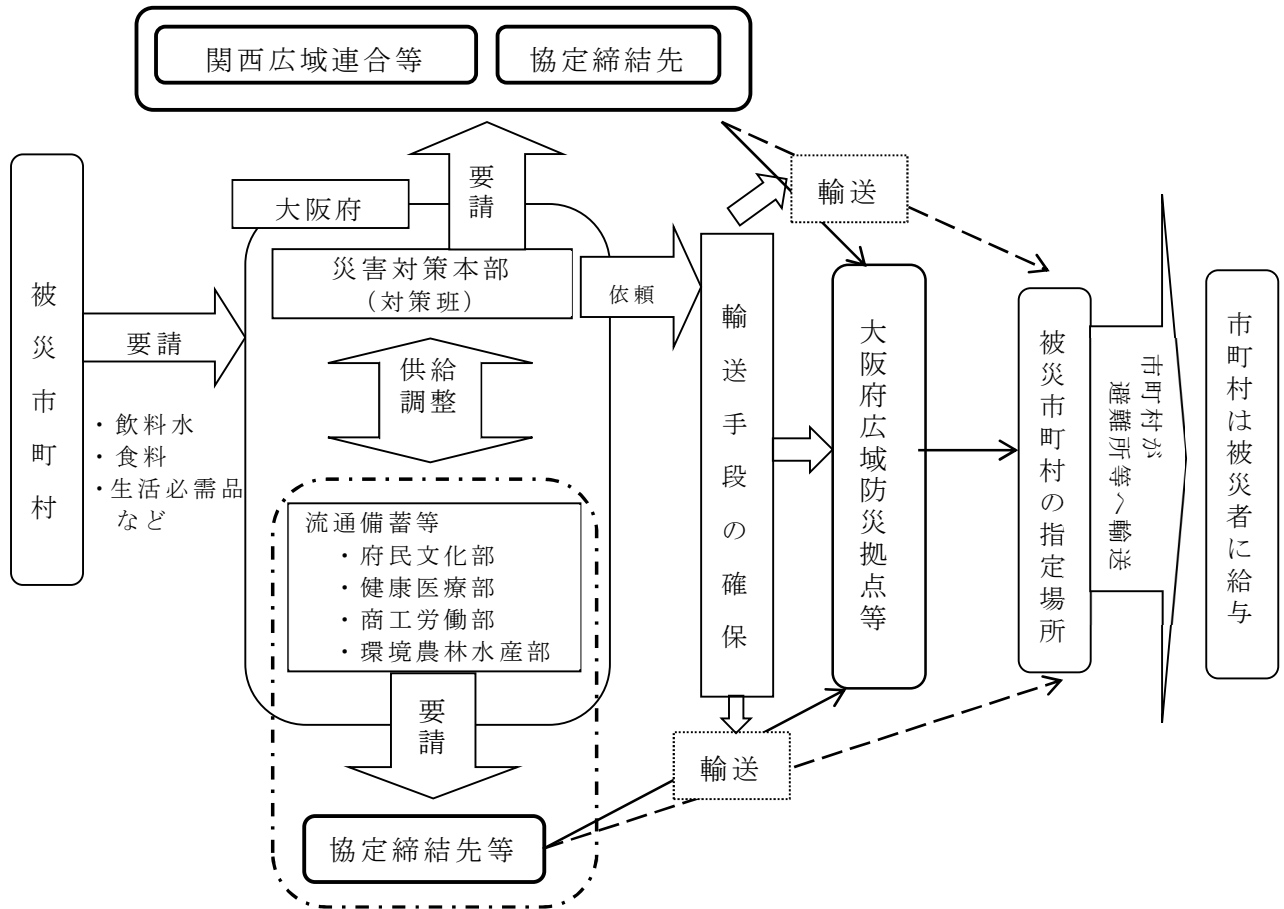
- (1) 市町村は、市町村が備蓄している物資を住民に提供する。[第1段階]
- (2) 府は、物資が不足している市町村に備蓄物資を提供する。[第2段階]
- (3) 市町村からの物資応援要請は、新物資システム（B-PLo）により対策班が受け付け配送予定日時等を連絡する。
- (4) 国、他の自治体等からの物資支援についても、対策班が受け付けるものとし、受け入れ・搬出管理も行うものとする。
- (5) 国、他の自治体等からの物資支援の受け入れ場所は、大阪府広域防災拠点の基本とするが、災害の状況などにより受け入れ困難となる場合に備え、物流事業者等との協定に基づき受入場所の確保を依頼しておく。
また、状況に応じて、配送の迅速化を図るため、関西広域連合等に防災拠点を經由せずに、被災市町村の指定場所に搬送を依頼するものとする。

(参考) 物流事業者等との協定締結状況

- ・ 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定（(一社)大阪府トラック協会）
 - ・ 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定（赤帽大阪府軽自動車運送(協)）
 - ・ 災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便（株））
 - ・ 災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書（ヤマト運輸（株）関西支社）
 - ・ 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定（(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク）
 - ・ 災害時における物資の輸送等に関する協定書（(株）サカイ引越センター）
 - ・ 災害時における救援物資の保管等に関する協定（大阪倉庫協会）
 - ・ 災害時における救援物資の保管等に関する協定（(一社)大阪府運輸倉庫協会）
 - ・ 災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物流管理業務に関する協定（日本通運(株)）
 - ・ 災害時における揚重作業等の協力に関する協定書（(一社)揚重工事業協会）
 - ・ 災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定（日本GLP（株）・GLP投資法人）
 - ・ 災害時における施設使用等に関する協定（南海電気鉄道（株））
 - ・ 災害時における施設使用等に関する協定（(株）大阪港トランスポートシステム）
- (6) 対策班は、新物資システム（B-PLo）により、物資の状況を管理する。

◆ 大阪府による提供【第2フェーズ（24時間まで）～】

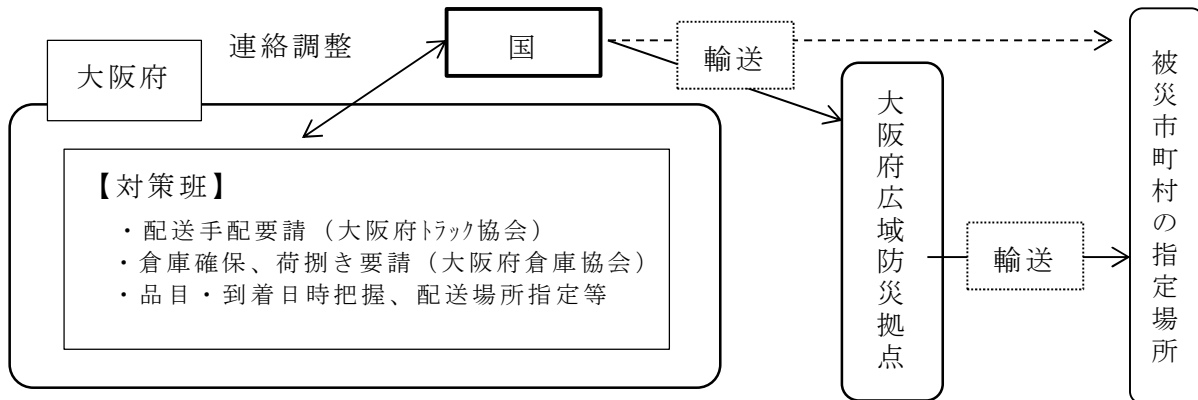
<府による提供>



- (1) 府は、各広域防災拠点の備蓄物資及び協定に基づき確保している流通備蓄物資を提供する。
- (2) 大阪府広域防災拠点から市町村物資集積場所までの物資配送ルート、物資量等については、大阪府域救援物資対策協議会で取りまとめた「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」により対策班が実施する。
- (3) 各拠点における物資の管理・搬出等は、日本通運株式会社大阪支店と締結している「災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物流管理業務に関する協定書」に基づき、日本通運株式会社大阪支店が行う。
- (4) 物資の管理・搬出等を行うにあたって上記人数では不足する場合、対策班は必要な人員を確保するため、総務・広報班を通じて動員班に応援を要請する。

◆ 国によるプッシュ型支援【第3フェーズ（72時間まで）～】

＜国プッシュ型支援＞



- (1) 府は、備蓄品目及び数量をホームページ等で公表しておく。
- (2) 対策班は、国からの物資配送についての照会に対応し、品目・到着予定日時等を把握する。
- (3) 対策班は、広域防災拠点で受け入れができない場合に備えて、物流事業者等に対して、倉庫の確保・荷捌き要請を行う。
- (4) 対策班は、大阪府トラック協会等に対して配送手配の要請を行う。
- (5) 対策班は、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づき市町村物資集積場所までのルートを決定する。

◆ 防災協定による調達【第3フェーズ（72時間まで）～】

- (1) 対策班は、備蓄物資を提供してもなお物資が不足する場合は、防災協定締結者に対して物資の提供を要請する。その際は、協定締結者に対して輸送も含めた対応も要請する。
- (2) 協定締結者が輸送手段を確保できない場合において大阪府トラック協会等に配送手配の要請を行う。

◆ 関西広域連合からの調達【第3フェーズ（72時間まで）～】

- (1) 対策班は、国によるプッシュ型支援や防災協定による調達の措置を講じても物資が不足する場合は、「関西広域連合広域防災局応援・受援調整支援システム」を用いて、様式2-3をもって関西広域連合に調達を要請する。
- (2) 対策班は、関西広域連合による物資の調達・配送方法の決定を踏まえ、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づき、市町村物資拠点への配分及び配送計画を決定する。

◆ **国からの調達（プル型支援）【第3フェーズ～（72時間～）】**

- (1) 対策班は、関西広域連合からの調達の措置を講じても物資が不足する場合は国に対して物資の調達を要請する。
- (2) 対策班は、国による物資の調達・配送方法の決定を踏まえ、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づき、市町村物資拠点への配分及び配送計画を決定する。

◆ **企業等からの支援【第3フェーズ～（72時間～）】**

- (1) 災害対策本部に寄せられた企業等からの義援物資の取扱いの問合せ
義援物資の問合わせがあった際は、対策班に引継ぎ、対策班（物資担当）は物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。
- (2) 義援物資の調整・配送先の確保
対策班は市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

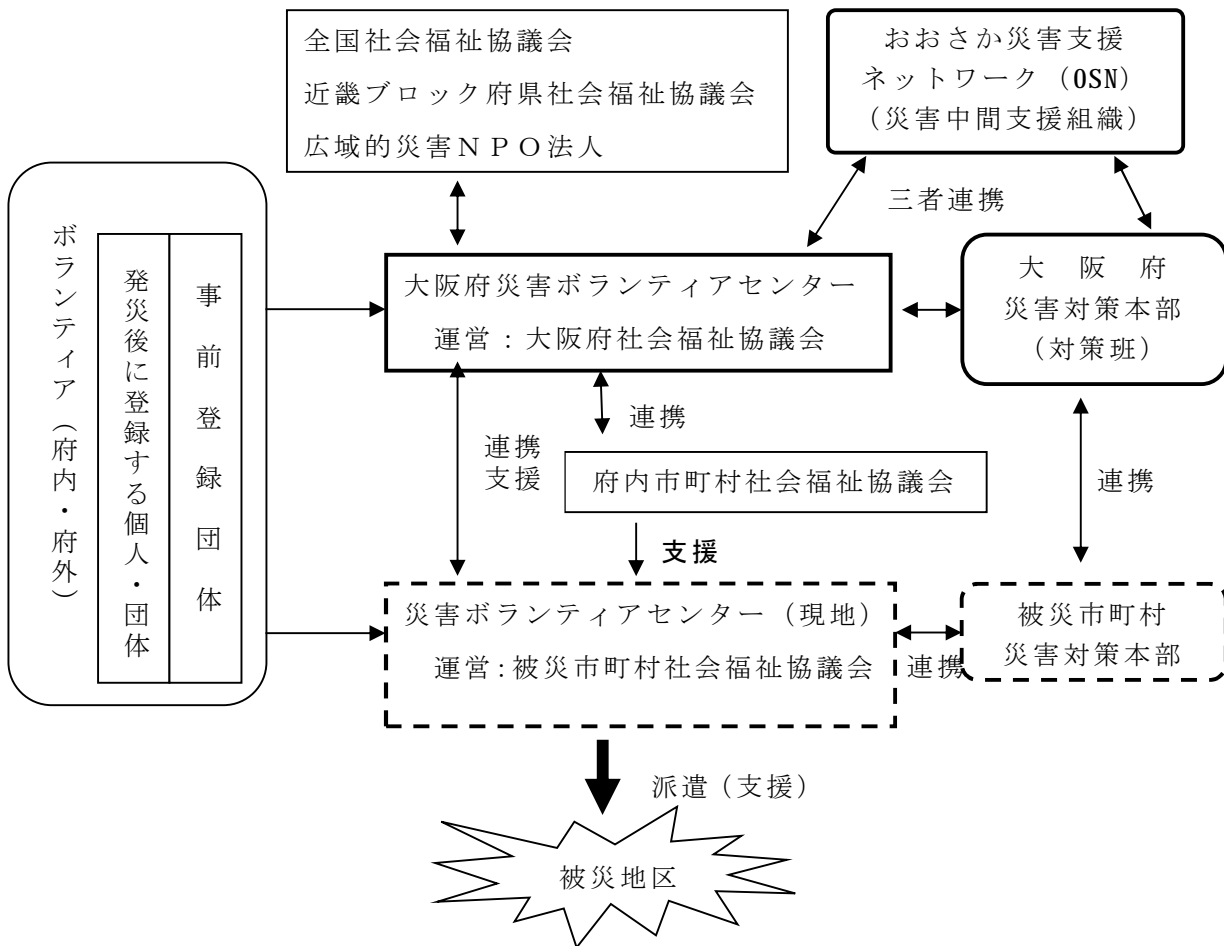
※個人からの義援物資の取扱いの問合せ

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

9 災害ボランティアの受け入れ【第3フェーズ（72時間まで）～】

◆ 基本方針

災害ボランティアの受け入れ支援については、「大阪府災害時におけるボランティア活動支援制度」に基づき実施する。



◆ ボランティアの活動内容

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配付
- (3) 避難所運営
- (4) 高齢者・障がい者などの要配慮者への援助
- (5) 外国人に対する支援
- (6) 被災住宅に対する支援
- (7) その他被災者に対する支援活動

◆ 大阪府災害ボランティアセンターの開設及び関係者間の情報共有等【第3フェーズ（72時間まで）～】

- (1) 対策班は、府内におけるボランティアの活動ニーズや状況について把握するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社会福祉協議会」という。）とおおさか災害支援ネットワークの三者による情報共有会議を開催する。【第3フェーズ（72時間まで）～】
- (2) 情報共有会議の結果等踏まえて、大阪府災害ボランティアセンターの開設が必要と判断されれば、対策班は府社会福祉協議会に大阪府災害ボランティアセンターの開設を要請する。【第3フェーズ～第4フェーズ（72時間～1週間）】、
- (3) 府社会福祉協議会は、被災市町村ボランティアセンター、府内市町村社会福祉協議会、との連携体制を整える。【第2フェーズ（24時間まで）～】
- (4) また、府社会福祉協議会は、府災害ボランティア事前登録制度に登録している個人・団体に対し以下の情報を提供する。【第3フェーズ（72時間まで）～】
 - ・提供するボランティア情報
 - ① ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先、②活動場所、
 - ③ 活動内容、④その他の情報

◆ ボランティアへの支援【第3フェーズ（72時間まで）～】

府は、登録ボランティアのボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとし、その保険料を負担する。

また、ボランティア団体等から府が協定を締結している会議室やホテル等の利用希望があれば、府は当該施設を紹介するなど、可能な限り協力する。

10 災害等従事車両の取り扱い【第4フェーズ（1週間まで）～】

- (1) 知事（対策班）は、高速道路等の道路管理者に対して災害従事車両の無料通行を要請する。
- (2) (1) の承認が得られ次第、災害従事車両の取り扱いについて関係機関に依頼する。
- (3) 対策班は、災害派遣等従事車両証明書の交付が速やかに行われるよう関係部局と連携する。

1 1 ライフライン関係（全フェーズ共通）

◆ 燃料の確保

（1）基本的事項

対策班は、災害応急対策に重要な施設（以下「重要施設」という。）において燃料を確保できない場合、府内の燃料需要を取りまとめ、政府緊急災害対策本部へ要請を行う。

（2）重要施設への燃料供給

ア 危機管理室は重要施設の石油等の燃料を優先供給するため、あらかじめ重要施設をリストアップしておく。

重要施設の例

- ・ 危機管理センター・防災拠点・警察署・下水道処理場
- ・ 災害拠点病院・変電所・その他防災関係施設

イ 大規模災害により、備蓄および府石油業協同組合からの燃料の調達が困難となった場合、対策班は政府緊急災害対策本部へ石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 13 条に定める「災害時石油供給連携計画」による燃料供給を要請する。

※「災害時石油供給連携計画」による円滑な燃料供給のため、府はあらかじめ石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、重要施設の情報を調査・収集し、石油連盟に提供しておく。

（3）避難所等への液化石油ガス（LPガス）などの代替エネルギーの供給

避難所等から液化石油ガス（LPガス）などの代替エネルギーの供給要請があった場合、対策班は「災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定」に基づき府 LP ガス協会へ要請する。

◆ 通信の確保

（1）重要施設リストの作成

危機管理室は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、応急救助の拠点となる庁舎等の復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成しておく。

(2) 重要施設における通信の臨時確保

対策班は、上記のリストに掲載された施設やその代替施設について、確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。

その上で、通信の優先的な確保を行うべく復旧を通信各社に対し要請する。

◆ 電力の確保

(1) 重要施設リストの作成

危機管理室は、災害発生時に電力の確保が必要となる災害拠点病院、応急救助の拠点となる庁舎等の復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成しておく。

(2) 重要施設への電力の応急措置

対策班は、上記のリストに掲載された施設やその代替施設などについて、電力の確保の必要性を確認する。府は、当該確認によって得られた情報に基づき、停電復旧の優先順位を検討の上、電力の優先的な確保を行うべき施設への応急措置（電源車の配備を含む。）を「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」に基づき、関西電力株式会社に対し要請する。

◆ 水道の確保

府内全域の相互応援体制について、水道災害調整本部は、「大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定」にもとづき、各水道事業者から被害状況等の情報を収集するとともに、日本水道協会大阪府支部を通じ、水道事業者における応急給水対応について情報収集を行う。

また、必要に応じ国土交通省近畿地方整備局に応援要請を行う。

なお、冒頭に述べた通り、当該計画については、訓練での検証や先進自治体の事例のほか、被災自治体での応援で得た経験知等を踏まえて、不断の見直しを行うものとする。

資料編

様式 1 (災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況

様式 2 - 1 応援要請書

様式 2 - 2 応援要請(計画)内訳書 1 (職員の派遣)

様式 2 - 3 応援要請(計画)内訳書 2 (物資・資機材の提供)

様式 3 受援応援管理帳票

様式 4 庁内応援要請シート

関係機関連絡先

各フェーズにおける主な業務項目・活動内容・担当窓口一覧

危機管理センター配席図

災害対策本部設置時の新別館北館レイアウト

関係機関活動スペース候補リスト

宿泊施設候補リスト

応急対策職員派遣制度に関する要綱

国等における応援職員派遣制度一覧

防災に関する資格一覧

各種計画等一覧